

(1)-1 W1-9 ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況(新設)

令和5年1月1日以降の申請で適用

- 内閣府による「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する実施要領」(平成28年3月22日内閣府特命担当大臣(男女共同参画)決定)に基づき、「女性活躍推進法に基づく認定」、「次世代法に基づく認定」及び「若者雇用促進法に基づく認定」について、審査基準日における各認定の取得をもって、以下の評点で評価することとする。

認定の区分		配点
女性活躍推進法に基づく認定	プラチナえるぼし	5
	えるぼし (第3段階)	4
	えるぼし (第2段階)	3
	えるぼし (第1段階)	2
次世代法に基づく認定	プラチナくるみん	5
	くるみん	3
	トライくるみん	3
若者雇用促進法に基づく認定	ユースエール	4

取得している認定のうち最も配点の高いものを評価(最大5点)

(例)
「プラチナえるぼし認定」「トライくるみん認定」を取得している場合
「ユースエール認定」
⇒配点の高い「プラチナえるぼし」を評価し5点

※ 「基準適合事業主認定通知書」「基準適合一般事業主認定通知書」等により認定の取得状況を確認する

※ 審査基準日において、認定取消又は辞退が行われている場合は、加点対象としない

(1)-4 W7 建設機械の保有状況の改正内容

令和5年1月1日以降の申請で適用

- 地域防災の観点から、災害時の復旧対応に使用され、また定期検査により保有(※)・稼働確認ができる代表的な建設機械の保有状況を加点評価している。
- ※ 1年7月を超えるリース契約も保有と同様に加点
- 現在の加点対象に加え、実際の災害対応において活躍しているものの、経営事項審査上は加点対象となっていない建設機械が存在しており、災害対応力を適正に評価するため、**加点対象建設機械を拡大**

	法令根拠	機種	検査方法
現在の加点対象	安衛法施行令	ショベル系掘削機	特定自主検査
		ブルドーザー	
		トラクターショベル	
		モーターグレーダー	
		移動式クレーン(つり上げ荷重3t以上)	製造時検査又は性能検査
	ダンプ規制法	大型ダンプ(土砂の運搬が可能な最大積載量5以上)	自動車検査
+			
追加される建設機械	道路運送車両法	ダンプ(土砂の運搬が可能な全てのダンプ) 「ダンプ」「ダンプフルトレーラ」「ダンプセミトレーラ」	自動車検査
	安衛法施行令	締固め用機械	特定自主検査
		解体用機械	
		高所作業車(作業床の高さ2m以上)	